

朱熹『家礼』における家族とジェンダー —特に女性の儀礼参加をめぐって—

佐々木 愛*

Family and Gender in Chu Xi's "Family Rituals"

SASAKI Megumi

キーワード：儒教、朱子学、男女隔離、纏足

はじめに

朱熹『家礼』は朱子学の大成者である南宋の朱熹（1130-1200）作とされる冠婚葬祭のマニュアルである。『家礼』は明初期『性理大全』に全文採録されて国家による普及が図られたほか、民間でも種々の版本が大量に発刊・流布されるなど、正統性とその普及という両者において他に比類をみない。

『家礼』の研究としては、近年、朱子学の地域性とその普及、儒教の習俗的展開、あるいは民間社会を含めた国家の礼的秩序構想といった関心のもとに進められ、特に最近は日本をはじめ東アジア各地における『家礼』の受容をめぐる研究が盛んに行われている⁽¹⁾。また、家族・宗族研究の立場からの『家礼』への着目は、夙に清水盛光氏、牧野巽氏らに始まる。明清期に発達した父系親族結合・宗族への関心から、朱熹『家礼』で儀礼の主催者となる主人が宗子とされ、宗法を根幹原理とし、高祖を共通の祖先とする範囲の親族が結合することが可能になっている点に着目したものであった⁽²⁾。

宗族という視点からの研究は特に80年代以降の地域社会論への関心とともに高まったが、家族構造論・親族組織論に関わらない家族秩序、人間関係にまで関心が及ぶことはなかった。それは、儒教的家族制度が近代にいたって「封建礼教」として激しい批判の対象になったこととおそらくは関係している。『家礼』の分析もその親族組織論に話を限定すれば宗族研究のような新たな研究テーマと関連させられるが、しかしその他の家族構成員内の家族秩序をとりあげる場合は、それを「封建礼教」として断罪するといった旧套に属す視点とは異なる新たな分析の切り口を見出し、提示する必要がある。しかしそれがなかなか見出しにくかったということであろう。

しかし、近年、ジェンダーという視点が我々にはもたらされた。生物学的な性とは別に、地域的、時代的に可変的な文化的・社会的な性があるというこのジェンダーという視点は、儒教の家族論を超歴史的に一律的に「封建礼教」とレッテル貼りすることの不毛さと、地域的時代的な変化を検出することの必要性

* 島根大学法文学部社会文化学科

を我々に示している。

筆者は最近ジェンダーの視点から朱熹の生命論や祭祀論について考察を行い⁽³⁾、近代において批判の対象となった儒教的家族制度とは、宋代の朱熹の思想内容ではなく、ジェンダー規範が著しく強化された清朝社会のそれであり、換言すればジェンダー規範は明清期において朱熹の想定を遙かに超えて強化されたものであったという見通しを示した。ただ、行論中、『家礼』について部分的に言及はすることはあっても、全面的にとりあげたわけではなく検討の余地を大きく残していた。そこで、本藁では『家礼』に焦点をあて、時に『儀礼』や司馬光『書儀』等、あるいは明清期に編纂された他の礼書の規定とも比較しつつ、『家礼』の儀礼規定に込められている家族秩序についてジェンダーの視点から分析検討を行おうとするものである。

1. 主人と主婦（夫と妻）

本章では、『家礼』における主人とその妻である主婦のそれぞれに課された役割から夫妻の関係および家族構成員内における主人主婦の位置について考察することとする。

冠婚葬祭の四礼のうち、冠礼・婚礼・祭礼（祖先祭祀）の主人は、祠堂の主祭権者である宗子（主祭権を持つ嫡長子）が務め、喪礼の主人（喪主）は死者の長子が務めるという規定となっており、喪礼とそれ以外では違っている⁽⁴⁾。その理由は冠・婚・祭はいずれも吉礼であり、儀礼の場として祠堂は重要な位置づけにある一方、凶礼たる喪礼は吉礼たる祠堂の祭祀と関係がないことや、喪主は死者の子が務めるという伝統に基づくものであると考えられる。そして主人のみに求められる、あるいは主人のみに許されている儀礼は

様々ある。そもそも主人は当該祠堂での祭祀の主祭権を唯一持つ人物であるから、そのことは様々な形で表現される。四時祭の日取りを決める占いをするのは主人⁽⁵⁾、また祭祀の際、祠堂に阼階から上られるのは主人のみで、その他の人は全員西階から上がる定めである⁽⁶⁾。そして何が事があれば祖先に報告するのも主人の役割であり⁽⁷⁾、毎朝祠堂に大門の内側で焚香再拝が求められているのも主人のみである⁽⁸⁾。

ただし、主人が全体を統率するリーダーだという観点で儀礼全体が一貫しているわけではない。特に喪礼・祭礼では、主婦が主人と対をなす役割を果たす。主婦は基本的に主人の妻が務めるが、喪礼の場合、死者が男性で妻が存命のばあい、喪主は長子、主婦は死者の妻（喪主の母）がつとめ、もし死者の妻が先卒している場合の主婦は長子の妻がつとめる⁽⁹⁾。ともあれ、現在の日本では喪主といえば一人しか立てない慣習であるが、それは儒教本来の規定とは異なるということになる。

祭礼すなわち祖先祭祀の場における主人と主婦の関係、および主人主婦とその他の親族との関係について確認することとしよう。まず祭祀の際の並び方は、図1のとおりであるが、主人が率いる男性が東に、主婦が率いる女性が西に並列する形をとる⁽¹⁰⁾。祭祀儀礼の実際であるが、以下訳出したのは祠堂通礼に記された毎月朔日に行う祭祀での次第であり、図1の形に並んだ後で行われる。この祭祀方法は四時祭その他の祖先祭祀儀礼でも準拠される。

主人は手を洗い、拭き、階段を上り、笏を大帯にさしはさみ、櫛をひらき、男性の祖先の位牌を出して櫛の前に置く。主婦は手を洗い、拭き、階段を上り、女

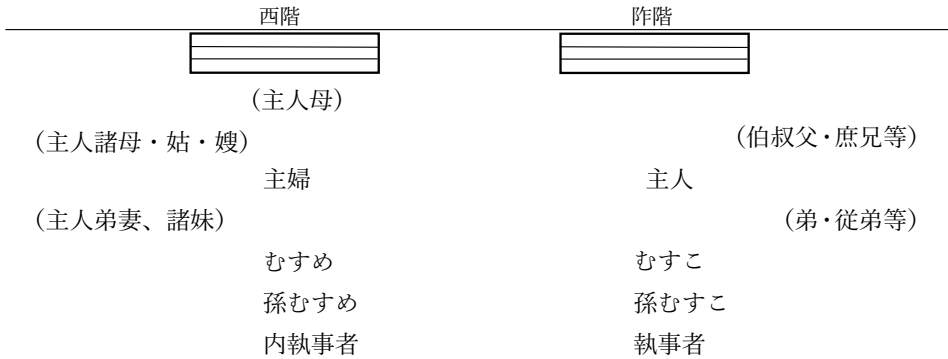


図1 『家礼』正至朔望則参 立位図

性の祖先の位牌を男性の祖先の位牌の東の位置に置く。次に耐祭している位牌を同じように櫛から出していく。長子と、長子の妻あるいは長女に命じ、手を洗い拭き、階段を上り、耐祭している位牌で輩行が主人主婦より下のものについて同じようにさせる。みなおわり、主婦以下がまず降り、位にもどる。主人は香卓の前に行き、神を降ろす。笏をはさみ、焚香して再拝し、やや退いて立つ。執事者は手を洗い拭き、上り、瓶を開け、酒を酒差しに満たす。一人が酒差しをもって主人の右へ行き、一人がさかずきを載せた盆をもって主人の左に立つ。主人は跪き、執事者も皆跪く。主人は酒差しを受け、酒を斟み、酒差しをかえし、さかずきを載せた盆をそなえる。左で盤をとり、右でさかずきを取り、茅上にそそぎ、さかずきと盆を執事者にわたし、笏を出す。俯仰して身体をおこし、やや退いて再拝し、降りて位にもどる。位にある者と皆で再拝し、祖霊をお迎えする。

主人はのぼり、笏をはさみ、酒差しをとって酒を斟む。先に正位にし、次に耐位にする。次に長子に命じて主人より世代が下の耐位に酒を斟ませる。

主婦はのぼり、茶筌を執る。執事者は湯瓶をとって従う。点茶して、主人のときの儀礼と同じようにする。長子の妻あるいは長女に命じて同じようにする。子や妻や執事者が先に降り、位にかえる。主人は笏を出し、主人と香卓の前に東西に分かれて立ち、再拝し、降りて位にもどり、位にいる者と皆再拝し、霊に別れを告げて、退出する⁽¹¹⁾。

ここにみられるように、主人と主婦が男性女性それぞれのリーダーとして儀礼が進行する。図1の配列図では、主婦より前列に位置する女性もいる。もし存命であれば主人の母が主婦の前に立ち、また諸母（主人の父の妻や父系オジの妻）、姑（主人の父の姉妹）、嫂（庶兄の妻）が主婦の左前に立つとされる。主婦からみて尊長にあたる人々である。ただしこれらの人々は祭祀において特に役割を果たすわけではない。女性を代表して祭祀儀礼を行うのはあくまで主婦であり、その他の尊長の人々はその場で拝礼などするのみである。なお、この祖先祭祀の場に、妾のような宗への所属という理念的な秩序に根ざしていないとみなされてきた人や、あるいは年齢的に婚出していることが通常想定される主人亡父の姉妹が祭祀の参加規定に入っていること

は興味深い。特に後者について参加が明記されているということは、むすめは婚出しても祭祀に参加することがある、或いはしてもよい、ということを読み取ることも出来る可能性がある。

ともあれ主人と主婦は男女それぞれの家族成員のリーダーとして別格の存在であり、日常生活においても宗子たる主人とその妻である主婦のみに求められる礼もある。主人主婦のみが外出時帰宅時に祠堂に立ち寄り報告することが求められる。また一ヶ月以上留守する際は家族成員すべてが祠堂に報告する規定であるが、報告儀礼を行う際に中門を開けることが求められているのは主人主婦だけである⁽¹²⁾。総じて、主婦と他の家族成員一例えば主人より卑幼の男性とを比べれば、主婦のほうが礼的に高い。

このことは餼という儀礼でも示される。餼は、四時祭、初祖(冬至)、先祖(立春)禰(季秋)の祭祀の最終盤で、祭祀で備えた酒肉を下げた参加者で飲食する儀礼である。飲食は男女で場所を分けて「男女不同席」⁽¹³⁾の礼意をまもるが⁽¹⁴⁾、しかし男性と女性とが杯のやりとりをする儀礼がある。男女それぞれで酒を酌み交わした後で、次の儀礼が行われる。

女性たちが堂の男性尊長のところへいき、ご挨拶を申し上げ、男性尊長は返杯する。男性たちが中堂の女性尊長のところへいき、ご挨拶を申し上げ、女性尊長は返杯する⁽¹⁵⁾。

卑幼の者がそれぞれ異性の尊長のもとへ出向き、挨拶して酒食を進める、というこの礼は、男性でも卑幼であれば、女性尊長のほうが礼的に上位ということが明確に示される。

このように主人と主婦が男性女性のそれぞれのリーダーでありその意味では対等な関係であるということは、日常生活上の夫と妻の

関係規定にも貫かれる。

『家礼』巻一通礼には、祠堂、深衣制度に続き、司馬光『居家雜儀』が全文引用され、日常生活上の儀礼が載せられている。ここでは、妻が夫に仕えるのではなく、夫と妻がともに父母(舅姑)に仕えるという形が示されている。朝は夫妻がともに起床した父母のもとにご機嫌伺い、菓の提供(菓の調合や煎じるのはむすこが自ら行う)、朝食の提供(これはむすこの妻)、これが終わってから退き、自身が朝食をとる。食事の際は妻が夫に対して給仕するという関係にはない。家族成員の男女で分かれて食事をとるからである。また日中仕事がないときは子(夫)も両親の側仕えをすることが求められている⁽¹⁶⁾。すなわち、「男居外女居内」とはいえ、老親とくに父親の介護などを妻に任せるなどということとは、親不孝で不可ということになる。妻が家族成員のケア役割を一身に負うのは近代家族のジェンダーであって、儒教のそれではないことがここで確認できよう。

以上、主人と主婦が対となる存在であって一方的な支配被支配の関係にあるわけではないことを述べてきたが、ただし男性が女性に対して比較的優位にあることを示す礼はやはりある。諸儀礼において、主人など男性たちは東側、主婦や女性たちは西側に並ぶという規定は、男女並列とはいえ男性の優位性が示されたものである。また、さきに引用した毎月朔日の祭祀において、主人が酒を供え、主婦が茶を供えている儀礼も男性の優位性がしめされている⁽¹⁷⁾。これは酒は男、茶は女というジェンダーがあることを意味しない。酒は茶よりも重要な供え物であるから主人が供えているのであり、朔日より格を下げる望日の祭祀では酒は供えないものとされているので、このときは主人が茶を供えるのである。

また「一般的に「拜」とあれば、男子が再拜、女性が四拜、男女が相答拜する場合も同様」という規定には、二回と四回という回数之差で女性の劣位が示されているということもできる⁽¹⁸⁾。

以上をまとめると、『家礼』で示される主人—主婦の関係には、陰陽男女という対等的な関係を基礎に、男尊女卑という尊卑関係がやや加えられたものといえよう。

しかし明清期に至ると、主人と主婦、男性と女性が並列して儀礼を行うという基本的な構造自体が非礼だと言われるようになった。経書以来の規定の何が問題とされたのか、明清期の論者の所説をみてみよう。

呂坤（1536—1618）「喪祭で男女を分けないのは礼ではない。ただ喪祭だけ男女を分けるのであって、そうでなければ、哀を忘れ敬を褻すことになる。末世の人情でも古ということもあるのだ。棺について泣くさい、男女が向き合って泣くのは敬意に欠ける。婦女は幃の中におり、丈夫は幃の外にいるものだ⁽¹⁹⁾。

孫奇逢（1585-1675）「一般的に、祭祀では婦人は（男性とは）別に儀礼を行う⁽²⁰⁾。」
顔元（1635—1704）「王源は礼に準拠した家法を行い、弟と兄嫁は対面せず、弟は門外で兄嫁に拜し、父母も子の友人には会わない。いま宴席が定まっているのに、婦女たちに堂前を出て尊長に酒を献じさせ、また男性たちに中堂に入らせ、女性の尊長に酒を献じさせるということであらうか。この場には賓客がいる場合さえあるというのに、それでいて杯のやりとりをし、男性が女性たちに酒を飲ませ、女性が男性たちに飲ませるなど、とりわけありえないことである。私がおもうに、男性と女性はそれぞれ事を行い、男性は女性には杯のやりとりをせず、女性は男性には杯のやりとりをしないというのが良

い。拙宅の祖先祭祀では、主人が男子を率いて前で拜礼をし、婦人は数歩後、あるいは門外から拜礼をしている。もし男性たちが女性尊長におかしな思いをもつことなどありえず、女性たちが男性尊長におかしな思いを抱くことはありえないだろうということであるならば、女性たちが酒を献じるのに来るときには、召使いが尊長に取り次ぎ、堂外に南向きにたち、酒をうけて少し飲む。拝がすんだら執事者に酒さしを一つ渡させ、女性の年長者が受け取り、ともに再拜し、もとの位次に退いたのちに飲む。男性たちが女性に酒を献じるのもこのようにする。もし外賓がいるのであれば、酒を献じあうことはしないのがよい。これが所謂「礼の古に泥すべきでないもの」である⁽²¹⁾。」これらはいずれも男女隔離という点から男女の同席・並列を非礼とする言説である。『儀礼』の規定では喪祭儀礼の男女並列参加が規定されているが、「七歳になれば男女は同席しない」「男子居外、女子居内」（『礼記』内則）といった男女隔離の規定がある。朱熹『家礼』では家族とそれ以外の男女については隔離規定がみられ、たとえば棺を担ぐ人足が入ってくる時には女性は別室に退避するとか、墓地での埋葬儀礼の際、天幕をはって女性はその中に入るなどがある。しかし家族同士の間で隔離することはなされていない。しかし、明清期は男女隔離というジェンダー規範が著しく強められた時期である。呂坤は家庭内でも男女隔離が行われていたことを次のように記す。

古礼でいう「遠別」とは、ただ手ずから物を受け渡ししないというだけのことであり、舅姑とは遠別はしない。いま節気の祭日や誕生日でないかぎり、むすこの妻が舅と対面することはない。家庭のなかで舅を避けるのはよいが、むすこの

妻が舅の前を通る場合、ただ通り過ぎれば良いのであり、婦人をさきにかせ、舅を回避させるのであればこれは妄（道理にあわないこと）である。妻が夫の兄と避け合うというのはよいが、夫の弟と兄嫁、妻弟と妻、妻の妹と姉の夫との間で遠別しないだけでなく、たがいに誹罵しているのは、これこそ悪俗であり、ともに禁止すべきである。⁽²²⁾

また、纏足の普及が儀礼から女性を排除することに繋がったであろうことをうかがわせる意見もみられる。清朝時代の朱子学者李文炤（1672-1735）は次のように述べる。

宗廟の祭りは厳なるものであって、もちろん一家でもに行うものである。しかし女性や子どもは筋力が弱く、誠敬の心も必ずしも純至というわけではないので、長く立っているとやる気なくだれてきて、みぐるしいこと甚だしい。そのため、主人が男性たちを率いて階の前に位置取りし、参神降神の終始を怠らざに行い、主婦はただ女性たちを率いて、供え物を運んできたり、茶湯を点てたりするだけで、礼が終わったら退出することとし、小さい子どもは櫛を開けるときに再拝させるだけとし、四時祭の場合は、主婦は「再献」という役割を果たせば退出し、徹酒をすればまた退出する、とするのが良い。礼には「君阼に在り、夫人房に在り」とは、男女がそもそも左右に分かれて並列するものではないことを示している。不自由な足を引きずるようにして（跛躄）、祭祀に参加するのは君子の非とするところである。……婦人の教令は閨門を出るものではない。叙立の際にもこの意を寓しているのである。ただ人情の便宜に従ったというわけではな

い⁽²³⁾。

李文炤は、女性や子どもが体力・気力不足で見苦しいとして、部分的参加に止めることを主張しているが、その原因として、後段の「跛躄」という形容から明らかに纏足⁽²⁴⁾が念頭にあることと思われる。纏足は五代十国・南唐の舞姫を先駆として宋代に始まるものとされ、明清期に至って広く普及した。纏足の女性が長時間立ち、跪拝することが現実的に困難だったであろうし、纏足がまだ完成しない女兒であれば直立歩行も到底まならなかったはずである。

以上、経書の規範以来、男女は対となって祖先を祭る定めであり、主婦は女性を率い、主人と並んで祖先を祭り、一般男性よりはるかに高い礼的位置をもっていた。しかし明末清初期以降、現実社会で進行した男女隔離と纏足という習俗の前に、女性が儀礼の場から排除されていったことがうかがえる。朱熹『家礼』時点では維持されていた男女の対等性は、後世のジェンダー規範の強化によって否定されていったといえよう。

2. 親族秩序感覚と男女隔離

本節では、喪礼で、棺の周りに集まって声をあげて哭く儀礼（「為位」）の際に、それぞれの座る位置の規定から親族秩序について考察してみることとする。祭礼の場合参加者は父系親族に限られるが、喪礼の場合、父系にくわえ母族・姻族などの異姓親族が有服者も無服者も交えて集うことになる。これらはどのように秩序づけられているのだろうか。

『家礼』巻四、喪礼の為位の規定を図にしたのが図2である。棺の南側には帷が設置される。この帷は内外を障るためのもので、帷の内に座れるか、帷の外に座るかが、誰が

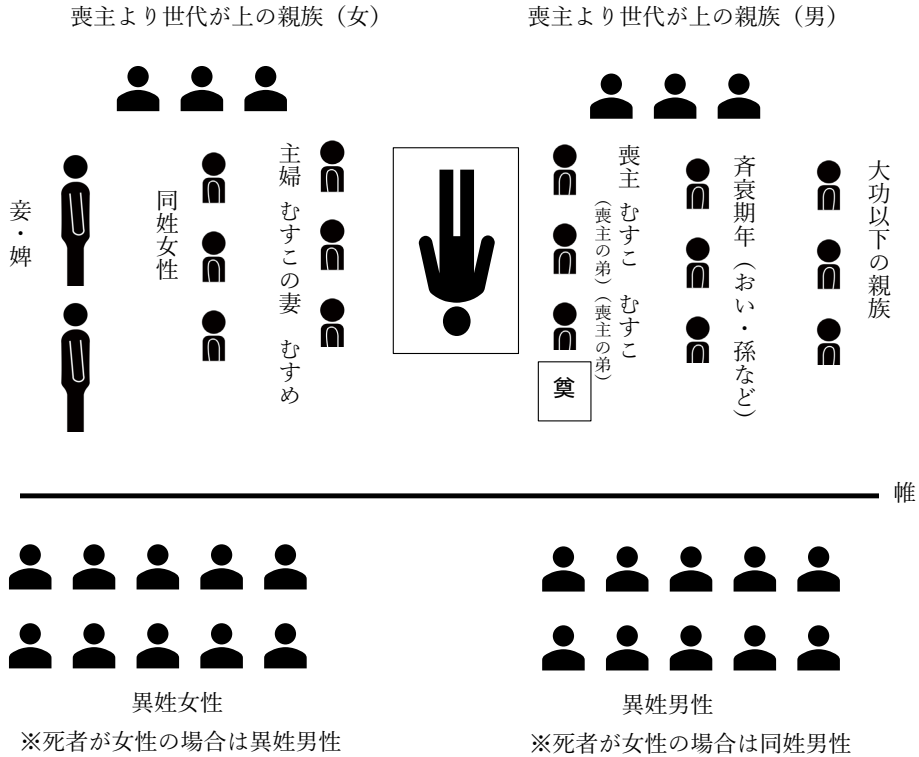


図2 朱熹『家礼』喪礼・為位

「内」で誰が「外」になのかを示す一つの基準になっている。

まず帷の内側に座る人々とその序列をみていこう⁽²⁵⁾。以下、死者が男性のケースである。棺の東側には男性が座る。棺の最前列の一番北側に喪主である長子が座り、そして棺に沿って順次その兄弟たち（衆男）が座る。後列に期年の者、さらに後列に大功以下の親族が座る。喪主よりも輩行が上にあたる尊属は北側壁下に並び座る。母族姻族などの異姓の親族男性は帷外に座るいっぽう、女性参加者の場合は複雑な様相を呈する。棺のすぐ西側に死者の妻あるいは喪主の妻である主婦と「衆婦女」が座る。「衆婦女」とは衆男すなわち死者のむすこたちのそれぞれの妻、および死者のむすめのことである。そしてその後ろに「同姓の婦女」、そして一番後ろに妾婢が

立つとされている。それ以外の者、つまり異姓の婦女は帷外に座ることになる。「同姓の婦女」とは、喪主からみて同姓の婦女ということの意味する。ということは、帷内に座ることが許されている異姓者は、主婦、死者のむすこの妻および妾婢に限られているということである。つまり期功以下の男性の妻（たとえば死者の従兄弟の妻など）は異姓のため、帷外に座ることになる。その夫は帷内に座るので、夫婦で位次が異なることになる。そのいっぽう、嫁出したむすめは衆婦女のカテゴリーに入り最前列に位置し、嫁出した孫むすめは同姓婦女のカテゴリーで帷内後列と、いずれも帷内に入るが、それぞれの夫はやはり帷外にいることになる。帷外の配列は、東側に異姓の男性親族、西側に異姓女性親族が着座する。すなわち、帷は、父系の血を引いて

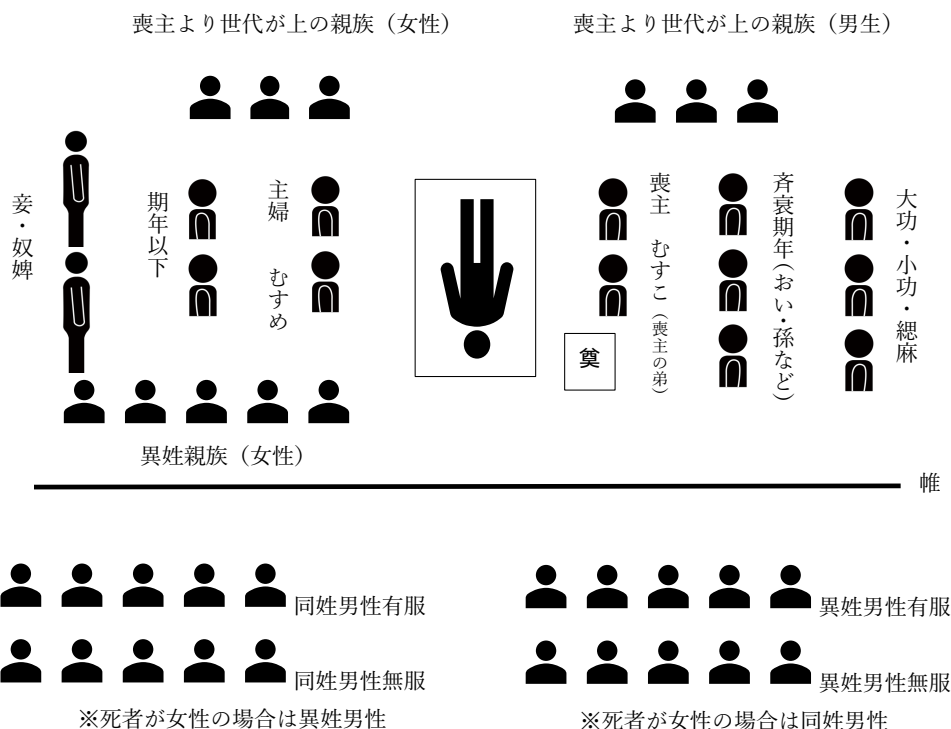


図3 司馬氏『書儀』哭位

いる者とそれ以外を弁別するものとして機能している。なお、死者が女性の場合は、同姓男性親族は帷外の東、異姓男性親族が帷外の西となる。すなわち、死者が女性の場合、帷内に入る男性としては、死者の男子だけということが想定されている。女性については規定がないから全員帷内に入るであろう。

この規定を、『家礼』の先駆にあたる司馬光『書儀』(図3)と比較してみよう。司馬光『書儀』では、死者が男性の場合、異姓の親族女性は帷内の西側に座るとされており⁽²⁶⁾、結局この場に参加している女性は全員帷内である。司馬光は婚入者であれば同じ家族であるのだから、死者に対して哭くべきだと考え、朱熹の場合は、同じ一族であったとしても血のつながりがない異姓親族のために棺の近くで哭くことを避け、血縁と姻族とで差をつけているということになる。司馬光より朱熹

のほうが男女隔離に厳格ともいえる。それは司馬光『書儀』が基本的に一家族が儀礼単位になっているのに対し、朱熹『家礼』は宗法にもとづき少なくとも同居家族よりは広い範囲の親族が集まることが前提になっていることによる可能性も考えられる。ただし、司馬光『書儀』でも朱熹『家礼』でも死者のむすめが死者の妻と並び、死者に最も近い位置で泣くとされていることは変わらない。

ところが明代の礼書ではこのむすめの位置は変化している。朱熹『家礼』より普及した丘濬『家礼儀節』ではむすめの序列が下がり後列になっている⁽²⁷⁾。『家礼儀節』では前列に並ぶのは主婦および「衆婦」とされており「衆婦女」とは書かれていない。『家礼』では「衆婦女」の「女」つまりむすめが入っていたのに対し、『家礼儀節』では削除され、むすめは後列「同姓婦女」のカテゴリーに入ること

になるのである。明初に編纂された『家礼儀節』において喪礼位次においてむすめが降格していることをどのように考えるべきなのだろうか。

この問題において一つ参考になるのは、文化人類学の現地調査において、現代中国においてむすめの葬儀への参加を忌む考え方がることが報告されていることである。「臨終に寄り添う義務のある者は父系男子子孫で、未婚のむすめや孫むすめはあまり厳格ではなく、嫁いだむすめや孫むすめはむしろ参加してはならない」⁽²⁸⁾ であるとか、野辺送り（埋葬儀礼）に女性は参加しない（あるいはすることができない）。ともに出発したとしても途中までとされている場合もあることなどが報告されている⁽²⁹⁾。また未婚女子は清明墓参を行うことができないという慣習も広く報告されている⁽³⁰⁾。近年は一人っ子政策で女子しか子がいない場合も多いため、男子がいない家では女子でも墓参してよいということがいわれ始めたという状況にすぎない。

女子が墓参できない理由は、ネット上では「男尊女卑」「女性がお墓参りをすると夫の家族や自分の家族に不幸が訪れる」「嫁いだのち実家の墓参をすると、実家の風水が悪くなる」「女性は陰なる存在であるので、墓参をすると先祖の環境を乱すことになる」「女性が墓参をするということは家に男性がいないということなので不吉」「女性は月経があるので汚れている」⁽³¹⁾ 等と書かれている。

このような発想がどのような経緯で生まれたのかを明らかにするのは容易ではない。少なくとも本藁では、こういった女性の制限は、儒教礼制に由来するものではないということを確認しておきたい。朱熹『家礼』葬礼では、喪礼に女性も全面的に参加する規定となっている。棺の隣に座って声をあげて泣く

だけではない。なきがらの衣を着替えさせる小斂では、「侍者がなきがらを動かし、男女が共に助け合って小斂床上に動かす」⁽³²⁾ とあり、またひつぎに納める大斂では「侍者と子孫婦女がともに手を洗い、首を包み縄で縛りなきがらを持ち上げてなきがらを柩に納める」⁽³³⁾ とあり、ひつぎを運ぶ「発引」では、「主人以下男女が哭しながら歩く」⁽³⁴⁾ とある。墓地では、先についていた執事者が男女を隔離するためのテントをたて、「主人や男性は墓の東に西向きに立つ。主婦や女性は墓の西のテント内に立つ。東向き。」⁽³⁵⁾ とあるから、墓地まで間違いなく女性も行く規定である。女性が埋葬に同道する規定は『儀礼』『書儀』および朱熹『家礼』以後の明清期の家礼関係の諸書⁽³⁶⁾ にもすべて同様に盛り込まれており、また女性の埋葬儀礼への参加や清明墓参が忌まれていることに触れた儒教文献は管見の限りない。むすめの喪礼参加はそもそも『儀礼』に記された規定であり、経書の規定を否定することは難しいだろう。

ただし、『家礼』喪礼の規定から感じる率直な印象は、女性が喪礼に参加すると非常に煩雑になるということである。喪礼では棺桶担ぎなど家族親族以外の男性が儀礼に関与するため、その間女性は一時退避したり、野辺送りの際は女性を白い幕で隠し、墓につけば男性とは隔離し姿を隠せる女性の居場所をつくるためにテントを張ったりするなどの措置が行われることになる。その上問題になるのは、前章で指摘した李文昭の指摘している纏足のことである。纏足をしている女性が徒歩で野辺送りをし、埋葬地までいくというのは至難の業ではなかったか。中国の南方では墓は山中に作られるのでなおのことである。特に纏足の固まらない女兒の場合であれば直立歩行すら困難なのであり、遠出などおよそ不

可能である。女性・女兒の体を氣遣って、野辺送りに参加しなくてもよい、あるいは途中まででよいという配慮がいつしか別の意味が付与されていくということは当然考えられることである。

3. むすことむすめ

前節で述べた現代においてみられるむすめの葬礼儀礼の参加を忌むありようは、滋賀秀三氏の「女性は自己の父を祭る資格を有しない。……女性はまた実家において祭られる資格を有しない」⁽³⁷⁾ という説と相通じるものがある。滋賀氏は次のように述べる。「女性は婚姻によって夫の宗の者となる……それも、父宗から夫宗へ地位が移転するというよりも、むしろ婚姻によってはじめて一夫宗のうちに一地位を取得する、換言すれば、女性にとって社会的意味における宗への所属関係は出生によってではなしに婚姻によって発生すると見なければならぬ。」⁽³⁸⁾。このような滋賀氏の説に対し本節では、むすめは父宗のなかで地位を獲得することはないのか、むすめとむすことを対比しつつ考察したい。

まず出生したときに祠堂にその旨が報告されるか否かであるが、出生が報告されるのは、主人に嫡長子が生まれた時に限定され、その他の子つまり次三男以下とむすめの場合は報告するとは規定されていない⁽³⁹⁾。嫡長子だけが出生が祠堂に報告されるという規定は周王朝時代の宗法すなわち嫡長子による祭祀権の継承を復活確立しようとする朱熹の意図が反映された規定といえる。つまり嫡長子一名をのぞき、その他の子はむすこもむすめもみな出生が報告されないまま、子としてあるいは孫として祠堂の祭祀に参加していくことと

なるので、男女間のジェンダー格差はここでは存在しない。

次に祠堂に報告される機会は男子の場合は冠礼である。主人は冠礼の三日前に誰それがこのたび冠礼を行うことになったと報告し、そして冠礼の当日、冠をかぶせ、酒杯を授け、字をつけるなどの儀礼を終えたのち、主人は冠者を伴い祠堂に、冠礼を行ったむねの報告を行うのである。いっぽうむすめにとって冠礼に相当する儀礼は笄礼であるが、笄礼は祠堂に報告したり参拝したりという儀礼はない。笄礼儀礼の主人役をつとめるのは女子の母である主婦であり、祠堂の主祭権をもつ男性たる宗子(主人)ではない。冠礼の場合は、母も出席し、冠者からの拝礼を受けるが、笄礼に父が参加する規定はないのである。ただし、このことはむすめは成人になっても祠堂に報告されないということを必ずしも意味しない。冠礼と異なり、笄礼は婚約が整ったら行う儀礼という性格がある(「女子許嫁、笄」)。笄礼を議婚、納采等からはじまる婚礼儀礼の一環とみなすとするならば、納采時に主人は祠堂にむすめの婚約について報告し(「遂奉書以告於祠堂」)、また親迎の日にも祠堂に参ってその旨の報告を行う(「主人告於祠堂」と規定されているので、やはり祖宗に対してむすめの成人(と嫁出)は報告されるということになる。ただし、冠礼の場合は、主人が冠者であるむすこを伴って祠堂に参る儀礼(「主人以冠者見於祠堂」)があるが、むすめは嫁出にあたって祠堂に参るという儀礼はない。ただ主人たる父がむすめの嫁出を祠堂に告げるだけであり、その点は男性より女性のほうが礼は減殺されているといつてよい。ただし滋賀氏のように、むすめが父宗のなかに地位を持っていないとまで言うのは、儒教的とは言えない。礼的に父宗に地位を持ってい

ないのであれば、その婚姻について祖先に告す儀礼は行われない筈である。

さらに、前節で引用した祖先祭祀儀礼規定中でみえるように⁽⁴⁰⁾、むすめも祖先祭祀に参加するというのが『家礼』の規定である。長男、長女は祠堂に上り、耐祭されている未成年死亡者の位牌のうち卑幼分の位牌を出し、酒や茶を供える儀礼を行っている。長女が祭祀上の役割を明確に担っているのに対し、次男以下は特に役割はなく、位にいたままで拝礼をするだけである。このような関係は、主人より卑幼の男性より、女性でも主婦の方が祖先祭祀において大きな役割を果たしているのと同様な構図である。また滋賀氏はむすめは実家で社会的地位を持たないため、未婚で死去しても実家では葬られず、祭られないと述べていたが、別藁で述べたとおり、未婚で死んだむすこやむすめはともに位牌がつくられ、祠堂で祖父母に耐祭されるという規定であり⁽⁴¹⁾、程頤や朱熹自身、むすめも祖墳に葬っている⁽⁴²⁾。なお、経書には未成年女子死亡者に対する喪服の規定がある。『儀礼』喪服には「(父母は)むすことむすめで長殤(16歳～19歳で死去した者)のために大功殤九ヶ月の喪に服し、中殤(12歳～15歳で死去した者)のために大功殤七か月の喪に服す」「父の姉妹・姉妹・むすめで下殤(8歳～11歳で死去した者)のために小功殤五月の喪に服す」などとある⁽⁴³⁾。また8歳以下の子についての喪服は定められていないが、『儀礼』喪服子夏伝には「子が生まれて三ヶ月たてば、父が名前をつけ、死ねば哭く」とある⁽⁴⁴⁾。墓を作るか否かということは載っていないが、喪に服す対象について墓を作らないということは到底想定できないから、そもそも経義においても未婚のむすめを葬らない、祭らないという意はなかったも

のと思われる。

以上をまとめると、「女性にとって社会的意味における宗への所属関係は出生によってではなしに婚姻によって発生する」(滋賀氏)というのはやや適性を欠く。むすめも出生によって父宗に明らかに所属し、それは祖先からも認知されることであり、父宗から嫁へ出るということは疑いようがない。むすめが祖宗のうちに地位を持たないとか、祖墳には葬られないという滋賀氏の理解は明清期以降、儒教以外の観念とも影響しあいながら生まれた考え方であることが考えられる。

おわりに

朱熹『家礼』の喪祭儀礼にみえるジェンダー規定は、明清期の宗族で行われていたそれとして理解されているものとは相当に異なることが本藁の検討により明らかに出来たことと思う。朱熹『家礼』では、主人の妻・主婦は、儀礼において主人と匹敵し、他の男性を含む家族親族とは比較にならない高い地位にある。主人は男性を率いて、主婦は女性を率いて故人を悼み、そして祖先を祭祀する。むすめは死者の子どもとして主婦の隣、死者に最も近い場所でその死を嘆き声をあげて哭くのはもちろん、埋葬までを含めた喪礼の全過程に参加する。またむすめは祖先祭祀に参加して祖先をまつり、むすめが結婚する際には、主人が結婚を祠堂に報告する。つまり儀礼上、むすめは確かに父宗に属する存在であって、父宗から婚出するのである。従来の通説・滋賀秀三『中国家族法の原理』では、むすめは社会的意味では父宗に所属せず、そのためむすめは実家では祭ることも祭られることもないとするが、しかし朱熹『家礼』では確かにむすめは実家において祖先を祭り、死せば祭

られる関係にあった。明末清初期以降には喪祭儀礼の場から女性が排除されていくが、それは現実社会において進行した男女隔離や纏足の習俗の影響であることが推察される。

註

- (1) 小島毅『中国近世における礼の言説』東京大学出版会、1996年、第2章「『家礼』の構造」、吾妻重二・二階堂善弘編『東アジアの儀礼と宗教』、雄松堂出版、2008年、吾妻重二『宋代思想の研究』関西大学出版部、2009年、張文昌『制礼以教天下一唐宋礼書与国家社会』台大出版中心、2012年
- (2) 清水盛光『支那家族の構造』岩波書店、1942年、牧野巽『牧野巽著作集第三卷・近世中国宗族研究』御茶ノ水書房、1980年、井上徹『中国の宗族と国家の礼制—宗法主義の観点からの分析』研文出版、2000年、以下拙論「毛奇齡の『朱子家礼』批判—特に宗法を中心として」『上智史学』43、1998年、「『朱子家礼』における家族親族の構造とその大きさについて」『社会システム論集』8、2003年、「明代における朱子学的宗法復活の挫折—丘濬『家礼儀節』を中心に」5、2009年
- (3) 拙論「伝統家族イデオロギーと朱子学」小浜正子他編『中国ジェンダー史研究入門』京都大学学術出版社、2018年、「父子同気」概念の成立時期について—「中国家族法の原理」再考』『東洋史研究』79-1、2020年
- (4) 『家礼』卷一通礼、祠堂「主人謂宗子主此堂之祭者」。卷二冠礼「主人謂冠者之祖父自為繼高祖之宗子者。若非宗子則必繼高祖之宗子主之。有故則命其次宗子、若其父自主之。」卷三昏礼「凡主昏如冠礼主

人之法、但宗子自昏則族人之長為主。」卷四、喪礼「凡主人謂長子、無則長孫承重、以奉饋奠、其與賓客為礼、則同居之親且尊者主之。」

- (5) 『家礼』卷五、祭礼、四時祭、時祭用仲月前旬ト日注「孟春下旬之首、擇仲月三旬各一日、或丁或亥。主人盛服、立於祠堂中門外、西向。兄弟立於主人之南、少退北上。子孫立於主人之後重行西向北上。置卓子於主人之前、設香爐、香合、瓊玆及盤於其上。主人搢笏、焚香、薰玆、而命以上旬之日、日、某將以來月某日誡此歲事、適其祖考、尚饗。即以玆擲於盤、以一俯一仰為吉、不吉更ト中旬之日、又不吉則不復ト、而直用下旬之日。」
- (6) 『家礼』卷一通礼、祠堂、出入必告注「凡升降惟主人由阼階、主婦及余人雖尊長亦由西階。」
- (7) 『家礼』卷一通礼、祠堂、「有事則告」
- (8) 『家礼』卷一通礼、祠堂「主人晨謁於大門之内。」
- (9) 『家礼』卷一通礼、祠堂、出入必告注「凡主婦謂主人之妻。」卷四、喪礼「主婦謂亡者之妻、無則主喪者之妻。」冠昏の二礼においては主婦がおかれていないが、男女夫妻並列という礼意が否定されているわけではない。成人した冠者の母は、その夫（冠者の父）と堂中に並列南面し、冠者からの拜礼を受ける規定であり、夫妻男女の並列という形は守られている。昏礼においても、主婦役こそおかれていないが、嫁ぎゆくむすめに「醮」の儀礼を行うさい、父が東に、母が西に座ることや、嫁入ったむすめが舅姑に、ついで諸尊長に拜礼を行うさいも男性女性が並列して行われており、男女並列という礼意は示されている。冠昏の二礼において主

婦役がおかれていないのは、冠者や新郎新婦の父母が必ずしも宗子宗婦とは限らないこと、また男児の成人式である冠礼においては主人をおき主婦をおかない一方、女兒の成人式である笄礼においては主婦をおき主人はおかないという関係がつけられていることと関係していると考えられる。

- (10) 『家礼』卷一通礼、祠堂、正至朔望則參注「主人以下、盛服入門就位。主人北面於阼階下、主婦北面於西階下。主人有母、則特位於主婦之前。主人有諸父諸兄、則特位於主人之右、少前重行西上。有諸母姑嫂姉、則特位於主婦之左少前、重行東上。諸弟在主人之右少退。子孫外執事者、在主人之後、重行西上。主人弟之妻及諸妹在主婦之左、少退。子孫婦女内執事者、在主婦之後、重行東上。」
- (11) 『家礼』卷一通礼、正至朔望則參注「主人盥帨、升、啓櫛奉諸考神主、置於櫛前、主婦盥帨、升奉諸妣神主、置於考東、次出耐主、亦如之、命長子長婦或長女、盥帨、升、分出諸耐主之卑者、亦如之、皆畢、主婦以下先降復位、主人詣香卓前、降神、焚香、再拜、執事者盥帨、升、開瓶、實酒於注、一人奉注、詣主人之右、一人執盞盤、詣主人之左、主人跪、執事者皆跪、主人受注、斟酒、反注、取盞盤奉之、左執盤、右執盞、酌於茅上、俛伏、興、少退、再拜、降復位与在位者、皆再拜、參神、主人升執注、斟酒、先正位、次耐位、次命長子、斟諸耐位之卑者、主婦升執茶筴、執事者執湯瓶隨之、點茶、如前命長婦或長女亦如之、子婦執事者先降復位、主人主婦分立於香卓之前東西、再拜、降復位与在位者、皆再拜、辭神而退。」
- (12) 『家礼』卷一通礼、出入必告注「主人

主婦、近出則入大門瞻礼而行、婦亦如之。經宿而歸則焚香再拜、遠出經旬以上、則再拜焚香、告云某將適某所敢告、又再拜而行、婦亦如之、但告云某今日歸自某所敢見、經月而歸、則開中門、立於階下、再拜、升自阼階、焚香告、畢再拜、降復位、再拜。余人亦然、但不開中門。」

- (13) 『礼記』内則「七年。男女不同席。不共食。」
- (14) 『家礼』卷五、祭礼、餞注「遂設席、男女異処、尊行自為一列、南面、自堂中東西分首。若止一人、則当中而坐。其余以次相对、分東西向。」
- (15) 『家礼』卷五、祭礼、餞注「諸婦女詣堂前、獻男尊長寿、男尊長酢之如儀、衆男詣中堂、獻女尊長寿、女尊長酢之如儀。」
- (16) 『家礼』卷一、通礼、司馬氏居家雜儀「凡子事父母、婦事舅姑、天欲明、咸起盥、漱櫛、總、具冠帶、味爽、適父母舅姑之所、省問、父母舅姑起、子供藥物（藥物乃関身之切務人子当親自檢数調煮供進、不可但委婢僕脱、若有誤即其禍不測。）婦具晨羞、供具畢、乃退、各從其事。将食、婦請所欲於家長、退具而供之。尊長舉筯、子婦乃各退就食。丈夫婦人各設食於他所、依長幼而坐。……居間無事、則侍於父母舅姑之所、容貌必恭、執事必謹、言語應對、必下氣怡声、出入起居、必謹扶衛之。」
- (17) 本文 92～93 頁（注 11 史料相当訳出部分）参照
- (18) 『家礼』卷一通礼、出入必告注「凡拜、男子再拜、則婦人四拜、謂之俠拜。其男女相拜亦然」。ただし男女では拜の形式は異なるため、単純に男性が女性より 2 倍優越した地位にあることを示すものとはいえない。
- (19) 呂坤『四礼疑』卷四、喪礼「喪祭不別男女、非礼也。惟喪祭別男女、不則忘哀褻敬矣。」

末代人情古昔乎哉。附棺之哭、男女対次、
 嬪也。婦女幃中、丈夫幃外。」

(20) 孫奇逢『夏峰先生集』卷十 家祭儀注「凡
 祭、婦人別行礼、各如儀。」

(21) 顔元『礼文手鈔』卷五、祭礼「又、王
 子準礼行家法、叔嫂不相見、叔于門外拜
 嫂、雖高堂不見子之友。今宴席既定、豈
 可令衆婦女出堂前、対衆獻尊長、又令衆
 男入中堂、獻女尊長乎。況筵中衆列、或
 有外賓、乃即酢之、令男飲女羣、女飲男羣、
 尤為不可。愚謂、内外各事、男不獻酢于
 内、女不獻酢于外、可也。寒家祭先、主
 人率男子拜于前、婦人数歩後或門外拜之。
 如謂恐男衆不得伸情于女尊、女衆不得伸
 情于男尊、則当衆婦女來獻也、役者稟復
 尊長、出立堂外、南向、受酒微飲。拜畢、
 令執事者酢以酒一注、其長者受之、即同
 再拜、退就其位而後飲。男衆之入獻也、
 亦如之。有外賓、終以不交獻為宜、所謂
 礼之不可泥古者也。」

(22) 呂坤『四礼翼』喪前翼、遠別「古礼遠別、
 止是授受不親、而舅姑不遠別。末代兒婦、
 非節序生辰、不見翁。家庭之間、避翁猶可、
 至於婦行翁前、只可趨過、甚者前導婦人、
 令翁迴避、則妄矣。弟婦夫兄、相避不妨。
 而叔嫂、妻弟婦、小姨姐夫、不惟不遠別、
 且相謔罵、是謂惡俗、宜相与禁之。」

(23) 李文炤『家礼拾遺』卷一「宗廟之嚴、
 固一家之所共事、然婦女童幼、筋力既弱、
 而誠敬之心又未必其能純至也、叙立既久、
 而或有忤色惰容、則其為褻也甚矣。故莫
 若主人率衆^{マツ}夾位于階前、參神降神、始
 終不懈。而主婦但率衆婦女進果品点茶湯、
 礼畢而遂退。其童幼之甚者、則于啓櫝之
 時、令之再拜而已。至于四時之祭、主婦
 亦当再獻而退、至徹酒而復出。礼所謂君
 在阼夫人在房者、固亦未嘗分左右而并列

也。夫跛踦臨祭、君子所非。祁祁僮僮之
 化、二南以后、不概見焉。与其緩而隣于
 慢、何若速而全其敬乎。况男子尊無不統、
 而婦人之教令不出閨門、于叙立之際、而
 此意寓焉、則又不独人情之便已。」

(24) 纏足についてはドロシー・コー著（小
 野和子・小野啓子訳）『纏足の靴—小さ
 な足の文化史』平凡社、2005年（原著
 2001年）

(25) 『家礼』卷四、喪礼、主人以下為位而
 哭注「主人坐於牀東、奠北。衆男応服三
 年者坐其下、皆藉以藁。同姓期功以下、
 各以服次、坐於其後、皆西面南上。尊行
 以長幼坐於牀東北壁下、南向西上、藉以
 席薦。主婦衆婦女、坐於牀西、藉以藁。
 同姓婦女、以服為次、坐於其後、皆東向
 南上。尊行以長幼坐於牀西北壁下、南向
 東上。藉以席薦。妾婢立於婦女之後。別
 設幃以障内外。異姓之親丈夫坐於幃外之
 東、北向西上。婦人坐於幃外之西、北向
 東上、皆藉以席、以服為行、無服在後。
 若内喪、則同姓丈夫尊卑坐於幃外之東、
 北向西上、異姓丈夫、坐於幃外之西、北
 向東上。」

(26) 『書儀』卷五、喪儀一、沐浴飯含襲始
 死之奠哭泣附「主人坐於牀東奠北、衆男
 応服三年者坐其下、皆西向南上、藉以藁、
 同姓男子応服期者、坐其後、大功以下又
 以次坐其後、皆西向南上、尊行坐於北壁
 下南向西上、藉以席薦、各以服重輕昭穆
 長幼為叙、主婦及衆婦女坐于牀西、藉以
 藁、同姓女子応服期以下、坐於其後、尊
 行坐於牀西北壁下南向東上、藉以席薦、
 亦各以服重輕昭穆長幼為叙、如男子之儀
 妾婢立於婦女之後、婦以夫之長幼為叙、
 不以身之長幼、異姓之親丈夫坐於幃外之
 東北向西上、此非沐浴之幃、謂設幃於堂

- 裏、所以別内外者也、婦人坐於帷内之西北向東上、皆藉以席、有服者在前、無服者在後、各以尊卑長幼為叙、若内喪謂婦人之喪、則同姓丈夫尊卑、坐於帷外之東北向西上、異姓丈夫坐於帷外之西、北向東上。」
- (27) 丘濬『家礼儀節』卷四、喪礼、主人以下為位而哭注「主婦坐於尸床西、对主人。衆婦坐主婦之下、对衆男、皆籍藁。同姓婦女以服為次坐主婦衆婦人之後、東面南上。」
- (28) 渡邊欣雄「あの世のために生きる－漢族の死生観と死の条件」『アジア遊学 58・路地裏の宗教』勉誠出版、2003年。
- (29) 李生智「中国青海省の漢民族の葬礼と担い手－湟中県李家山鎮新添堡村の事例から」『東アジア文化研究』第6号、2021年、山本 恭子「現代中国における葬礼習俗の変化と伝統継承の担い手－江蘇省北部地域における聞き取り調査から－」『中国 21』巻41（特集 葬送という文化）、2014年、山本 恭子「現代中国における婚礼と葬礼－徐州市周辺農村を例として」『人間社会環境研究』18、2009年
- (30) 川口幸大「現代中国における清明節の墓祭祀－広東省珠江デルタの事例から－」『東北人類学論壇』3、2004年
- (31) 「清明節女人能上墳嗎？為甚麼清明節女人不上墳？」<http://www.5h.com/ys/48412.html>「清明女孩子是不是不能上墳 有甚麼禁忌」<https://www.suanming.com.cn/hlbnk/62037.html>「清明節女人為誰上墳」<https://zhuanlan.zhihu.com/p/123384861>「清明節女人上墳有甚麼禁忌？清明節女人上墳掃墓忌諱」<https://www.k366.com/rili/99674.html>「為甚麼清明節女性不能去祭祖」<https://www.jianshu.com/p/18831bbc703a>（いずれも2022年1月2日最終閲覧）
- (32) 『家礼』卷四喪礼、小歛「遂小歛。侍者盥手舉尸、男女共扶助之、遷於小歛牀上。」
- (33) 『家礼』卷四喪礼、大歛「乃大歛。侍者与子孫婦女俱盥手、掩首、結絞、共舉尸納於棺中。」
- (34) 『家礼』卷四喪礼、発引「主人以下男女哭歩従。」
- (35) 『家礼』卷四喪礼、及墓下棺祠后土題木主成墳「未至執事者先設靈幄、親賓次（在靈幄前十数歩、男東女西、女次北與靈幄相直、皆南向）婦人幄（在靈幄後、壙西）……主人男女各就位哭（主人諸丈夫、立於壙東西向。主婦諸婦女、立於壙西幄内、東向。皆北上、如在塗之儀。」
- (36) 参照したのは以下である。曹端『家規輯畧』、王廷相『喪礼備纂』、呂坤『去偽齋集』卷八、寧陵呂氏儒葬圖碑、呂坤『四礼疑』、『四礼翼』、顔元『礼文手鈔』、陳弘謀『五種遺規』、郭嵩燾『校訂朱子家礼』焦循『里堂家訓』李文炤『家礼拾遺』
- (37) 滋賀秀三『中国家族法の原理』460頁
- (38) 滋賀氏前掲書20頁。こういった考え方は明清期にはみられ、清代の華南地域では、生涯未婚を通したために祭祀されない女性を祭祀する祭祀場がつけられた。片山剛「死者祭祀空間の地域的構造－華南珠江デルタの過去と現在」（江川温・中村生雄編『死の文化誌－心性・習俗・社会』昭和堂、2002年、所収）参照。
- (39) 『家礼』卷一通礼、有事則告注「主人生嫡長子、則満月而見、如上儀。」
- (40) 本文92～93頁（注11史料相当訳出部分）参照
- (41) 注3前掲載「父子同氣」概念の成立

時期について — 「中国家族法の原理」再考」

- (42) 拙論「墓からみた伝統中国の家族—宋代道学者がつくった墓—」『社会文化論集』11、2015年および「むすめの墓・母の墓—墓からみた伝統中国の家族」小浜正子編『アジア遊学 191 ジェンダーの中国史』勉誠出版、2015年
- (43) 『儀礼』喪服、大功殯九月七月「子・女子子之長殯・中殯」小功殯「姑・姉妹・女子子之下殯」。
- (44) 『儀礼』喪服子夏伝「無服之殯、以日易月。以日易月之殯、殯而無服。故子生三月、則父名之、死則哭之」。